

募集

瀬戸内市商工会推奨品として 自社商品のPRをしませんか!?

瀬戸内市商工会では、会員事業所が製造・加工する地域産品で、一定の基準をクリアした商品を「瀬戸内市商工会推奨品」として認定し、**販売促進・PR活動をサポート**します！

電子版パンフレット(※)や
専用ホームページでの
掲載によるPR



令和5年度は21社27アイテムを認定しました。
地域内外に自社商品を知っていただく
ツールとしてご活用ください！

商談会等の販路開拓
に関するご案内



※令和2年度より、パンフレットは推奨品ホームページ上で閲覧できる電子版のみとなりました。

電子パンフレットとホームページの掲載期間は、令和6年11月～令和7年10月までの予定です。

☆これらの基準を満たすものを審査・認定します☆

「瀬戸内市商工会員事業所」で、
「瀬戸内市内で生産された原材料を使用している」もしくは
「瀬戸内市内で製造・加工した」地域産品が対象です。



また次のすべてに該当する必要があります。

- ①瀬戸内市のイメージにふさわしいもの
- ②安定した品質を維持しているもの
- ③関係法令に適合しているもの
- ④販路拡大に対して熱意のあるもの

※認定期間は1年間です。継続して認定を希望される場合は、改めて申請手続きが必要となります。

申込期限：令和6年8月20日(火)

申込方法：商工会窓口まで1アイテムにつき、サンプル商品3点をご持参ください。(無償提供)

※現在認定されている商品の継続申請は認定手数料のみ必要となります。

認定手数料：1アイテム3,000円(税込)

ご不明な点は、瀬戸内市商工会(電話22-1010)までお気軽にご連絡ください。